

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成 26 年 9 月 3 日（水） 13:56～14:22
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

#### <WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授  
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <提案者>

福田 圭司 三重県戦略企画部副部長  
森内 和夫 三重県農林水産部農業戦略課課長  
長井 健治 三重県健康福祉部ライフイノベーション課主査  
西村 俊彦 三重県雇用経済部ものづくり推進課班長  
藤本 典夫 三重県戦略企画部政策提言・広域連携課班長  
鈴木 貴弘 三重県雇用経済部雇用経済総務課主査

#### <事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理  
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長  
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官  
松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
- 3 閉会

---

○藤原次長 それでは、始めさせていただきます。

続きまして三重県からのヒアリングとなります。三重県から戦略企画部副部長の福田様以下、皆様においでいただいております。

座長から、特に農地転用の関係での御説明を御中心にお願いしたいという御指示をいただいております。

いただきました資料と議事要旨でございますが、公開の位置づけということを原則にさせていただきます。それよろしゅうございますでしょうか。

最初10分ぐらい説明をいただいて、その後、質疑応答という形にさせていただきます。

それでは、八田座長、お願いいたします。

○八田座長 わざわざお越しくささいまして、ありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○福田副部長 先ほど御紹介をいただきました福田でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は三重県からの提案につきましてヒアリングの機会を設けていただき、大変ありがとうございます。

短い時間でございますけれども、精一杯私たちの考えを御披露させていただきたいと思ひますので、よろしくお聞き取りさせていただきたいと思ひます。

概略を私のほうから。1つ目の提案につきましては、先ほど御案内がございましたように、中小企業の躍進という形で医療機器、製造販売業の新規参入とか、製造業支援のための減価償却費の扱いについて、1つ提案がございませう。

2つ目の提案につきましては、中心にということがございましたように、地域資源の有効活用による農村地域や地域産業の活性化という視点から、地域産業の振興やまちづくりの視点を鑑みて、地域の実情に応じた農地の利用を実現していきたいという考え方で提案をさせていただきますのでございませう。

それぞれの各提案につきまして、担当部局の担当者から御説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○西村班長 三重県庁ものづくり推進課の西村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、お手元にあります資料の1ページ、三重から拓く中小企業の躍進ということで、主に私からは減価償却の見直し及び税制に関する見直しということで、御提案をさせていただきますのでございませう。

このページの左側を主に説明させていただきます。製造業等の支援のために、減価償却等に関する設備投資促進特区の創出ということでございませう。

現状といたしましては、先生方御承知のとおり、中小企業の多くは今、アベノミクスということでも言われてはおるのですが、なかなか中小・小規模企業の零細企業にとりましては、高額な設備投資を伴う投資について及び腰であるというのが地方の現状でございませう。

一方、こういった設備投資の機会のおくれから、国際的にはものづくりに関する競争力が失われつつあるというのも現状でございませう。

国におかれましては、そういった方向から産業競争力強化法という法律もつくっていただいておりますが、こうした競争力を強化するためには生産性を向上させるための設備投資を促進することが非常に重要であり、そのためには特別償却を認める制度の創設が有効な手法であると私どもは考えております。これは先ほど言ひましたが、産業競争力強化法

の趣旨と同様というか、こういった考えがありまして産業競争力強化法ができたと私たちは理解しております。

そこで三重県からの提案でございますが、設備投資をしても論点が2つあるのですけれども、よく国がいっぱい補助制度をつくっていただいておりますが、その補助制度をつくって設備投資をしたときに、減価償却、耐用年数が当然ございますが、その期間内にその機械を処理処分すると補助金を返還しないとイケないとか、あるいは補助金でほかに転用してはいけないとか、試作開発でつくったものについては、それで生産をしてはいけないとか、補助金について非常に厳しい縛りがあります。そういったものの簡略化、柔軟にしたいというのがまず1点。

それと、産業競争力強化法でいろいろ設備投資をするときに特別償却を認めるとか、税制上でいろいろな制度がありますが、それをもう一段緩和していただく。例えば今、産業競争力強化法ですと、この法律に乗るための仕組みとして生産性を向上させるものに限るとか、あるいは生産ラインの向上に資するものであるとかいったいろいろな縛りがありますので、どうも中小企業にとっては使い勝手が悪いという声もあります。また、この産業競争力強化法は時限立法であるということもありますので、せっかくこれが浸透してきたら、もうこの法律が廃止になるといったこともありますので、三重県といたしましては設備投資をするときには特別償却を認めていただくとともに、税額控除の割合を今は法律では5%というものがあるのですが、それを50%というように大幅に税額控除の枠を認めていただきたい。そういった制度を三重県で特区としてつくっていただくと、それを全国的に非常に大きいモデルケースになるのではないかと考えております。

こういった点から設備投資に関する特区の創出ということを提案させていただくというのが、私たちの要望でございます。

次に医療のほうに入りますが、これはまた担当のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○長井主査 健康福祉部で三重ライフイノベーション総合特区を担当しております長井と申します。八田様におかれましては、昨年12月に本県にお越しいただきまして、特区の取り組みについてさまざまな御意見を賜りまして、まことにありがとうございました。

医療機器に関する措置提案については2点でございます。同じページの右側でございます。本県特区につきましては、国内外の企業に参画をしていただくため、また、ヘルスケア産業への新規参入を進めるため、さまざまな営業活動を行っているところでございますが、企業からはこの分野への新規参入に当たって薬事法に関する省令について、ハードルが高いというような声を賜っております。その1つとして医療機器に関する品質保証責任者の設置義務というものがございまして、これにつきましては資格要件として3年以上の従事経験が求められておりますが、多くの企業がISO9001を取得しております、品質保証の体制は整っているような状況でございます。このため、例えば資格要件を持つ責任者が配置できずに医療機器の製造販売許可が取得できなくて、大手メーカーとの取引を断念したケー

スもでございます。こうした事情を踏まえて、この要件について規制緩和をお願いしたいと考えているものでございます。

もう一点は、海外市場を開拓市場とする企業からは、国内でありますQMSと世界基準でありますISOについて、それぞれの認証を受ける必要があるのですけれども、その事務について煩雑さを意見される企業がございます。こうしたダブルスタンダードの状態を解消して、企業活動を円滑にさせていきたいということを県としては提案をいたしたいと思っております。

今回の提案につきましては、数ある薬事に関する規制の中でもわずかな項目ではございますが、1つでも参入障壁を減らすことによって異業種の参入でありますとか、企業誘致を促進させたいというふうに考えておりますので、御配慮いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○森内課長 それでは、2ページの2つ目の提案の御説明に移りたいと思います。私は農業戦略課の森内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回御提案させていただいているのは、基本的には農地法関連の規制改革を求めるような特区提案となっております。その前提としましては三重県では内閣府の募集されている地域活性化モデルケースの中で、食で拓く三重の地域活性化というような提案も既にさせていただいているところなのですが、それに関連いたしまして農業分野ではどういった点に力を入れているかというのが、少し目指す姿のところでは書かせていただいております。

まず6次産業化の推進、それから、次世代園芸産地ということで、植物工場を中心に進めていくということと、あと、食のバリューチェーンということでいろいろな食品加工、生産者、販売、飲食、それから、新たに医療食なりの関係とか、障害者雇用の関係なんかで医療、介護、福祉あたりもこのバリューチェーンの中に入れて、新たな産業の切り口というものを創出できないかということの模索を始めているところでございます。

こうした取り組みを進めるに当たりまして、必要となっている規制というものが農地法の中に幾つかございまして、1つ目がまず6次産業化施設なのですが、この6次産業化施設につきましては、まず農家レストランについては、基本的には我々一般の地域では認められていない。昨年、特区指定されました養父市さんと新潟市さんにおいては、農家レストランを農振農用地区域内で設置することが可能となっております。

加工施設については、その特区指定と同時に全国展開されて、加工施設については農振農用地内で設置が可能となっておりますわけなのですが、現在のところそれぞれレストラン、加工所については当該設置された地域といいますか、市町村区域内でしか基本的な材料を集めてはならないという、原材料の収集、調達のエリアが限定されているという状況になります。市町村を超えた形での材料調達というのができないという規制になっておりますので、これについては取っ払っていただいて、さまざまな三重県内の各市町村それぞれ特徴ある農産物がございますので、そういったものが輻輳的に利用できるような仕組みにし

ていただきたい。

2つ目の次世代園芸のほうなのですが、植物工場。これは従来のハウスと違いまして、土を使わずに水耕栽培等を行う施設になっておるわけなのですけれども、いろいろ重機物等の機具を導入して、効率化を図っていこうという中で、当然、床はコンクリートで張るといのがベスト。コスト的には多少高くなりますが、ベストな設備になるわけなのですけれども、このコンクリート張りをしてしまうと、いわゆる農地法上の農業用施設として扱われない。つまり一般の工場と同じような規制を受けてしまうというような状態になっております。こちらについても当然、農作物をつくる施設ですので、コンクリート張りをしたとしても、農業用施設として取り扱うべきではないのかという考え方でございます。

3つ目ですが、食のバリューチェーンによる新たな価値創出ということで、特に医療、介護、福祉施設あたりとの連携を模索する中で、こちらの施設については役割的には準公共的な役割を持つてはおりますが、農地法上の制約としましては一般のいわゆる工場であるとか、ショッピングセンター等と同じような一般施設の扱いになっております。こちらの施設について、いろいろな形で公益性の高い施設ですので、農振農用地の除外による転用で施設整備ができるような形で整備するべきではないかと考えています。

いずれこうしたことを踏まえた上で、実際に農地転用というのは非常に時間がかかっております。迅速性が求められる中、やはり手続的には時間がかかってくる。特に2ヘクタールを超える場合は2ヘクタールから4ヘクタールは国の協議、4ヘクタール以上になると大臣許可というような形になっておりますので、国との協議が必要になってくるわけなのですけれども、大体国と協議をさせていただくとスタートから1年強から1年半ぐらいかかってしまうケースがございます。そういう意味ではなかなか事業者の方々のスピード感とマッチしないという面もございますので、こういったものは一定の野放図な農地転用を促進するというわけではないのですけれども、一定の農地の管理、農地面積のキャップをかける中で、市町村に権限を移譲していただく仕組みで迅速化を図っていけるようにしていただけないかということで、いずれも農地法に関連する提案とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○八田座長 どうもありがとうございました。

1つは、レストランとか食品加工については市の中での使える、出てきたものだけではなくて、例えば県内にしてもらいたい。あるいは半径何メートル以内とか。そういうような要望と考えてよろしいのですか。

○森内課長 県内としてしまいますと、県の県際で例えば三重県と和歌山県はひつついているのですけれども、三重県と和歌山県がひつついている地域で県内と言うと、和歌山の農産物、例えばみかんとか梅という形がございますので、県という限定というよりも、その辺は余り国内全体ならいいという話になってきても課題はあると思うのですが、ブロック的な扱いと弾力的にできるような仕組みにしてほしいということです。

○八田座長 私は今の農地法の枠組みはいいとは思わないけれども、その中である限り全

国というのはあり得ないのです。そこの農産物を使っているからという意味合いがあると思うのです。そうすると、提案としてはもう少し具体的な区切りがほしいですね。

○福田副部長 一義的に言えば行政区域界といいますか、その果たす権限の部分がございしますので、市町村界であったり県の区切りでということが具体的にありますけれども、ただ、その場合でも正しいといいますか、少し柔軟な形で隣接の広域的な取り組みを認めるような考え方が含まれておれば、それはそれでいいのではないかと。飛び越して全国から集めるという考え方ではなくて、隣接地域については同等のことが考えられるような考え方が示されれば十分だと思います。

○八田座長 県内あるいは隣接する市町村。

○福田副部長 隣接の区域という形を考えていただければと思います。

○八田座長 それから、今の転用に関しては、これは県ではなくて市町村にということですね。これは政令指定都市はやっているわけですか。

○森内課長 政令指定都市も現在は県というか、県、国。面積要件に応じて変わっていません。ただ、今、農地法上の特例で事務委任ができるという仕組みがございまして、市町に一部権限移譲しているケースというものがございまして、それは三重県の場合、29市町あるわけなのですけれども、そのうちの19市町については、三重県の持っている権限に関しては市町に権限移譲して運用しているのが実態になります。

○八田座長 そうすると、御要望はどういうことになりますか。

○森内課長 要望については、2ヘクタール以上の国の協議もしくは4ヘクタール以上の国の許可というものを、全て市町村に権限移譲してほしい。

○八田座長 許認可権は今も県にもあるのですか。国だけですか。

○森内課長 実際には2ヘクタールから4ヘクタールまでは県の許可事務なのですけれども、国との協議、法定協議を要求される。それから、4ヘクタールを超えるものについては、国の事務ということになって国の権限になってくる。

○八田座長 2ヘクタールから4ヘクタールについては国と直接、市が協議できるようにしてほしいということですか。

○森内課長 ではなくて、そちらの許認可権を市町村に移譲してほしいということです。

○八田座長 そうすると、2ヘクタールから4ヘクタールまでは県、4ヘクタール以上は国が許認可権をもっているが、この許認可権を両方とも市町村に移譲してほしいということですか。

○森内課長 4ヘクタール以上のところはそうなのですけれども、2ヘクタールから4ヘクタールの間についても県が持っているのですが、県は国との法定協議を要しますので、実務的には4ヘクタール以上の協議と同程度の時間と手間がかかっているというのが実態です。

○八田座長 わかりました。

原委員から御質問はないですか。

○原委員 前段の事業関係のところは、これは特区で限定的にやってみるというものが、なぜそれを目指すのかというのを問われたときには、どう説明したらよろしいでしょうか。

○長井主査 この提案については厚労省とも何度か相談をさせていただいていて、もし規制緩和になっても全国展開という形になろうかと思えます。しかし、提案させていただいた内容はいずれも国際標準のISOと、国内だけのQMSということですので、ISOを取得している企業は恐らく品質保証に関するノウハウを持っているので、同じように進めたいということです。全国展開になればこちらとしてはそれはそれでメリットにはなるのですけれども、ライフイノベーション特区ということで24年度から取り組ませていただいているので、そういった特区事業とあわせて、先行してこういう規制緩和を進めたいという思いであります。

○原委員 特区での規制改革というときに、典型的には規制を緩和することによって、例えばこういう問題が生じますというところについて、その自治体で何らかの対処を打ちますということとセットで提案されると、特区での実験的な規制改革というものがストーリーとしてはスムーズなので、伺った範囲でどちらかというところからこれは全国で議論するほうが自然な話なのかなと見えたものですから。

○福田副部長 ライフイノベーション特区を総合特区に指定されただけで、そういういろいろ取り組みをさせていただくのですけれども、どうしても根本的なところで阻害要因があるという思いが業界なども強くて、そういう形で今回、提案させていただいたということで御理解いただければと思います。

○八田座長 あれですね。減価償却等に関する特別償却を認める。これも何で三重だけなんですかという質問に対して、どういうふうにお答えになりますか。

○西村班長 三重県ごとになってしまうのですけれども、この4月に中小企業・小規模企業振興条例というものを制定させていただきました。中小企業に関する振興条例というのは全国で二十数都道府県あるのですが、小規模企業に光を当てた条例というのは全国で初めての条例でございます。

そうした中で小規模企業というのは特に設備投資をしたいのですけれども、後々の償却があるので思い切った設備投資ができない、あるいは税制上の問題もあってなかなか新規の設備投資をしにくいというところがありますので、特に我々としては設備投資が進んでいない小規模企業に設備投資を促すということを応援するために、三重県が実験的に減価償却の特別償却を認める、またはこの優遇税制の率をアップするといった点で、特区制度を国のほうで御検討いただけたらと思って提案させていただきました。

○八田座長 でも中小企業は全国にあるわけですし、何で三重にと。全国展開で最初から要求されるのはそれなりにわからないわけでもない。結構難しいと思います。じゃあ財源はどうするんですかということがあるから。だけれども、何で三重でということなのです。

○西村班長 今、御承知のように産業競争力法というものが国において1月にできたところ

ろでございます。ただ、これは時限立法ということでありまして、それがなくなるとこういった中小企業に対する規制制度というものがなくなるわけでございます。

そこで三重県は製造品の出荷額で言いますと全国で9位ということで、かなり製造業については高いポテンシャルを持っているところでございます。そういったところが今後特区制度をやっていただいて、設備投資をうまく回っていくというのが実験的にできて、モデルケースになると、それはまた全国に対してもよい影響が出るのではないかと考えております。そこで実験的に特区という形で指定をしていただいて、そこでどれだけ製造品の設備投資が伸びていくのか。そういったことを我々はやっていきたい。そういった思いがあって提案させてもらっております。

○八田座長 あと何かありますか。

事務局から何かありますか。

○宇野参事官 確認だけ。農業のほうですけれども、こちらとこちらは違うのですが、これが最終的な提案だと思っていいいですか。

○森内課長 こちらのほうということで。

○八田座長 よろしいですね。どうもお忙しいところありがとうございました。